

ID: 5193

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更認可		
法令名称 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第50条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第50条第1項及び第48条の規定による。 (規準又は規約及び事業計画の変更) 第50条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準) 第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地に再生決議があるときは、当該再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること。 (3) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (4) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。 (5) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。 (6) 第12条第1項第4号から第11号までに該当すること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日